

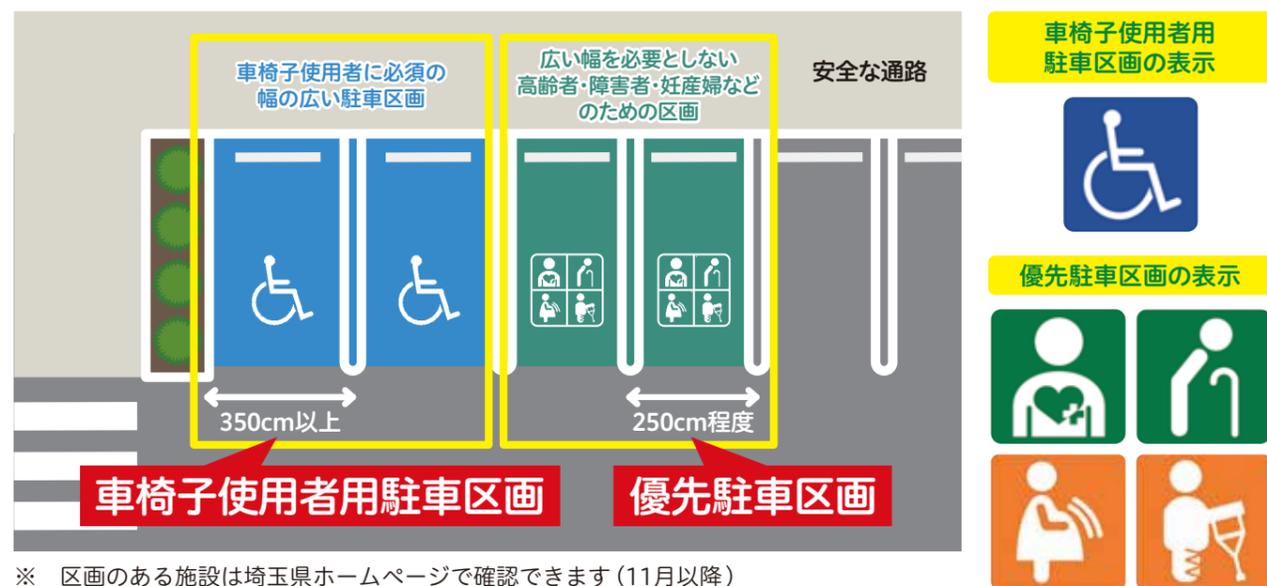
駐車場にも「おもいやり」を！



埼玉県思いやり駐車場制度とは

障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難だと認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」および「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

利用できる駐車区画（イメージ）



※ 区画のある施設は埼玉県ホームページで確認できます（11月以降）

11月1日から 利用証の交付申請を受け付けます

利用証は駐車時にルームミラーに掲示してください

申請窓口一覧

対象者	申請窓口
障害者、難病患者、けが人など	障害者福祉課（市役所1階）
要介護1以上の方	介護保険課（市役所1階）
妊産婦	保健センター ☎271・2745

※ 申請に必要な書類などは、「利用証の交付対象者」の表を参照してください

電子申請

埼玉県福祉政策課では、電子申請で受け付ける予定です。詳細は、県ホームページをご確認ください。



県 HP(埼玉県思いやり駐車場制度)はこちら



県電子申請はこちら(11月～)

種類	車椅子使用者用	その他の障害者・要介護者用	妊産婦、けが人など
デザイン			
有効期間	対象者として基準に該当しなくなるまで		あり
区画の利用方法	「車椅子使用者駐車区画」を優先利用	「優先駐車区画」を優先利用 「優先駐車区画」のない駐車場は、「車椅子使用者駐車区画」の利用も可	

利用証の交付対象者

交付対象者は、障害者手帳、難病関係受給者証、介護保険被保険者証、母子健康手帳などをお持ちの方のうち、交付基準を満たす方です。交付を受けるには、申請が必要です。

区分	交付基準	利用証の色	申請に必要な書類など		
身体障害者	視覚障害	4級以上	緑 ●	身体障害者手帳	
	聴覚障害	3級以上	緑 ●		
	平衡機能障害	5級以上	緑 ●		
	肢体不自由	上肢	2級以上		緑 ●
		下肢	6級以上		緑 ● (2級以上の車椅子使用者は青 ●)
		体幹	5級以上		緑 ● (3級以上の車椅子使用者は青 ●)
		脳原性運動機能障害	上肢機能		2級以上
	移動機能		6級以上		緑 ● (2級以上の車椅子使用者は青 ●)
	内部障害（免疫機能障害を含む）	4級以上	緑 ●		
	知的障害者	療育手帳A以上の方	緑 ●		療育手帳
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級の方	緑 ●	精神障害者保健福祉手帳		
難病患者	特定疾患医療受給者	緑 ●	次のいずれか ・ 特定疾患医療受給者証 ・ 指定難病医療受給者証 ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証		
	指定難病医療受給者				
	小児慢性特定疾病医療受給者				
高齢者など	介護保険要介護1以上の方	緑 ● (要介護3以上で車椅子使用者は青 ●)	介護保険被保険者証		
妊産婦	妊娠7か月から産後1年までの方（出産後は乳児と同伴の場合に限る）	オレンジ ●	母子健康手帳		
けが人など	医師の診断などにより、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる方（原則1年以内）	オレンジ ● (常時車椅子を使用する場合は青 ●)	次のすべて ・ 医師の診断書もしくは意見書または公的機関の証明書など ・ 身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）		
	その他車椅子の常時使用が必要と認められる方	青 ●			

市内の施設で整備を進めています

市では、埼玉県思いやり駐車場に対応した駐車場の整備を進めています。車椅子使用者用駐車区画（既存区画の塗り替えを含む）および優先駐車区画を整備するとともに案内板を設置します。

整備内容	整備場所など
車椅子使用者用駐車区画	24施設58区画（市役所、市民センター、保健センター、女性センター、保育所、運動公園など）
優先駐車区画	
案内板の設置	40施設80か所（上記施設を含む）



グリーンパーク駐車場
車椅子使用者用駐車区画の隣に優先駐車区画を新設します